

県南広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年3月19日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 花巻和賀線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 花巻市大谷地6番4地先から7番1地先まで
 - (2) 花巻市大谷地5番1地先から730番9地先まで
 - (3) 花巻市大谷地4番1地先から1番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月20日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - (2) 期間 令和6年3月19日から同年4月19日まで